

違法動画へのリンク行為に関し、著作権侵害を否定した事例 (大阪地判平成 25 年 6 月 20 日判決, 判例時報 2218 号 112 頁)

安田 和史^(*)

I. 事実の概要

原告(P 1)は、株式会社ニワンゴ(以下「ニワンゴ」という。)が提供するインターネット上の動画共有などのサービス「ニコニコ動画⁽¹⁾」のニコニコプレミアム会員として、「ニコニコ生放送⁽²⁾」による動画のライブストリーミング配信⁽³⁾等を行っていた個人である。

被告(株式会社ソシオコーポレーション)は、情報提供サービスなどを目的とする事業者であり、「ロケットニュース 24」(<http://rocketnews24.com/>)と称するウェブサイト(以下「本件ウェブサイト」という。)を運営している。本件ウェブサイトは、様々なニュース等を取りまとめ、これに見出しと記事を加え、読者がコメントを投稿することのできるサービスを提供している。

原告は、平成 23 年 6 月 5 日、カメラ等を持参し、自身が上半身に着衣をせず(頭に猫耳状の飾りと首に首輪状の飾りのみ)、大阪市内のマクドナルド店に入店する模様や、原告自身が店員や警察官と対応する様子等を撮影し、これを動画として、「ニコニコ生放送」にライブストリーミング配信した(以下「本件生放送」という。)。原告以外の第三者(特定されていない)は、本件生放送のうち、原告がマクドナルドに入店する直前から、駆けつけた警察官と共に交番へ赴き、注意を受けるまでの約 15 分間の部分(以下「本件動画」という。)を、動画共有サイト「ニコニコ動画」にアップロードし(本件生放送又は前記タイムシフト機能によって配信された内容を第三者が録画した上、「ニコニコ動画」にアップロードしたものと推測される。)、同サイトへアクセスした者であれば、いつでも視聴し得るようになった。

被告は、本件動画に着目し、同月 9 日、原告が著作者である動画を本件ウェブサイトに無断で原告を誹謗

中傷する記事(以下、「本件記事」という)を掲載するとともに、「ニコニコ動画」上の本件動画に付されていた引用タグ又は URL を本件ウェブサイトの編集画面に入力して、本件記事の上部にある動画再生ボタンをクリックすると、本件ウェブサイト上で本件動画を視聴できる状態にし、本件記事の末尾に、「参照元：ニコニコ動画」と記載した。

原告は、被告に対して、本件記事を掲載し、さらに本件記事下部のコメント欄(以下、「本件コメント欄」という)に、読者をして原告を誹謗中傷するコメント欄記載の書き込みをさせ、これを削除しなかったとして、原告の名誉を毀損するとともに、原告の著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権、氏名表示権)を侵害するものであるとして、被告に対し、本件ウェブサイトに掲載された本件記事及び本件コメント欄の削除を求めると共に、著作権及び著作者人格権侵害の不法行為あるいは、名誉毀損の不法行為に基づく名誉回復措置として本件ウェブサイトへの謝罪文の掲載や損害賠償などを請求した事案である。

II. 争点

本稿では、裁判所が判断した争点の内、争点 1-1 本件動画にかかる「映画の著作物」該当性の有無、および、争点 1-2 公衆送信権侵害の有無について検討を行う。

III. 判決

1. 争点 本件動画にかかる「映画の著作物」該当性の有無(争点 1-1)

「本件動画(その前提となる本件生放送を含む)は、

(*) 校友、株式会社スズキアンドアソシエイツ取締役、東京理科大学/第一工業大学非常勤講師

(1) ニワンゴが「niconico」において提供するサービスには、ウェブサイト上で動画を共有してこれにコメントを付すことのできる「ニコニコ動画」、ライブストリーミング配信される動画を視聴することができる「ニコニコ生放送」などがある。平成 24 年 5 月以降「niconico」と総称されるが、平成 23 年 6 月当時は「ニコニコ動画」と総称されていた。

(2) 「ニコニコ生放送」に配信される動画は、「niconico」の会員のみ視聴することができ、有料のニコニコプレミアム会員は、自ら「ニコニコ生放送」でライブストリーミング配信をすることもできる。また、「niconico」では、「タイムシフト機能」と称して、前記ライブストリーミング配信終了後も、一定期間、「ニコニコ生放送」の内容を視聴し得るサービスを提供している。

(3) テレビ番組におけるいわゆる生放送と同様、即時的な動画配信のことである。

原告が上半身に着衣をせず飲食店に入店し、店員らとやり取りするといった特異な状況を対象に、主として原告の顔面を中心に据えるという特徴的なアングルで撮影された音声付動画であって、一定の創作性が認められる。」

「また、前記判断の基礎となる事実記載のとおり、原告が利用したニコニコ生放送には、タイムシフト機能と称するサービスがあり、ライブストリーミング配信後もその内容を視聴することができたとされるから、本件生放送は、その配信と同時にニワンゴのサーバに保存され、その後視聴可能な状態に置かれたものと認められ、『固定』されたものといえる(法2条3項)。」

「したがって、本件生放送の一部である本件動画は、『映画の著作物』(法10条1項7号)に該当し、その著作者は原告と認められる。」

2. 争点 公衆送信権侵害の有無 (争点1-2)

(1) 被告は本件動画を送信可能化したか

「被告は、『ニコニコ動画』にアップロードされていた本件動画の引用タグ又はURLを本件ウェブサイトの編集画面に入力することで、本件動画へのリンクを張ったにとどまる。」

「この場合、本件動画のデータは、本件ウェブサイトのサーバに保存されたわけではなく、本件ウェブサイトの閲覧者が、本件記事の上部にある動画再生ボタンをクリックした場合も、本件ウェブサイトのサーバを経ずに、『ニコニコ動画』のサーバから、直接閲覧者へ送信されたものといえる。」

「すなわち、閲覧者の端末上では、リンク元である本件ウェブサイト上で本件動画を視聴できる状態に置かれていたとはいえ、本件動画のデータを端末に送信する主体はあくまで『ニコニコ動画』の管理者であり、被告がこれを送信していたわけではない。したがって、本件ウェブサイトを運営管理する被告が、本件動画を『自動公衆送信』をした(法2条1項9号の4)、あるいはその準備段階の行為である『送信可能化』(法2条1項9号の5)をしたとは認められない。」

(2) 幫助による不法行為の成否

「ところで、原告の主張は、被告の行為が『送信可能化』そのものに当たらないとしても、『ニコニコ動画』にアップロードされていた本件動画にリンクを張ることで、公衆送信権侵害の幫助による不法行為が成立す

る旨の主張と見る余地もある。」

「しかし、『ニコニコ動画』にアップロードされていた本件動画は、著作権者の明示又は黙示の許諾なしにアップロードされていることが、その内容や体裁上明らかではない著作物であり、少なくとも、このような著作物にリンクを張ることが直ちに違法になるとはいえない。そして、被告は、前記判断の基礎となる事実記載のとおり、本件ウェブサイト上で本件動画を視聴可能としたことにつき、原告から抗議を受けた時点、すなわち、『ニコニコ動画』への本件動画のアップロードが著作権者である原告の許諾なしに行われたことを認識し得た時点で直ちに本件動画へのリンクを削除している。」

「このような事情に照らせば、被告が本件ウェブサイト上で本件動画へリンクを張ったことは、原告の著作権を侵害するものとはいえないし、第三者による著作権侵害につき、これを違法に幫助したものでなく、故意又は過失があったともいえないから、不法行為は成立しない。」

IV. 研究

1. 本判決の判例上の地位

リンク行為の法的効果については、学術的に様々な見解が示されてきているものの、従来の裁判例で見解が示された例は数少ない。

(1) 児童ポルノ URL 事件

著作権侵害に関する事案ではないが、児童ポルノに係るコンテンツへのリンクを一部改編した文字列を掲載していたサイト運営者に対して、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に定める公然陳列罪の正犯として立件され該当するとした事例がある。ただし、最高裁においては罪刑法定主義の観点から問題があるとして、正犯とすることについて裁判官の反対意見が示されている⁽⁴⁾。

(2) 曲貼り精鋭達のたまり場事件

著作権侵害の事案としては、JASRACがニュースリリースを出している事件がある。JASRACによると、海外のストレージサイトにアップロードした音楽ファイルへのリンク設定により違法な音楽配信を行っていた男性に有罪判決が出ており、リンク設定による違法音楽配信に関して、初めてのケースであるとしている。ただし、この事例はストレージサイトのアップロー

(4) 最高裁第三小法廷決定平成24・7・9日裁判集刑308号53頁[児童ポルノURL事件]。

ダーとリンク行為の設定者が同一であったことにより、双方を総合的に評価したものと思われる⁽⁵⁾。

(3) どーじんぐ娘。事件⁽⁶⁾

刑事告訴・損害賠償請求を含めた法的措置のために発信者情報の開示を求めた民事事件がある。この事件では、LINE 株式会社提供するライブドアブログに解説された「どーじんぐ娘。」と題するブログに、他人の著作物を無断でアップロードし送信可能化状態においているストレージの場所を特定できるリンクが張られており、それと一緒にダウンロードを可能にするパスワードが提供されていた。これに対し裁判所は「ダウンロードサーバに本件漫画の電子ファイルをアップロードした者と同一人であると認めるのが相当であり、仮にそうでないとしても、少なくともアップロード者と共同して主体的に原告の公衆送信権を侵害したものであることが明らかである。」と判断した。

民事事件においては学術的な議論として一般的なリンク行為は著作権侵害に該当しないとする説が支配的であった為であると推察されるが、リンク行為の法的効果について民事事件で争点となることは無かった。本判決は、リンク行為の著作権侵害該当性について裁判所の見解をより明示的に示すものであり、それらの学説に沿う見解を述べたものであるから、下級審判決であり事例判断ではあるものの、今後の裁判に影響があると思われる。

2. 本件動画にかかる映画の著作物該当性

(1) 映画の著作物

「映画の著作物」とは、影像の連続によって表現され、音を伴い又は伴わない著作物をいう。

著作権法 10 条 7 号では、「映画の著作物」が例示列

挙されているものの、「映画の著作物」の定義については明文上の規定は無く、法 2 条 3 項に「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むもの」とされている。

基本的には、劇場用の映画を対象としているが、「含むもの」とある以上は、①映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現されていること(表現方法の要件)、②物に固定されていること(存在形式の要件)、③著作物であること(内容の要件)という 3 要件を満たすことで、著作権法にいう映画の著作物への該当性を高めることになるといえる。なお、前記の 3 要件に当てはまらないからといって直ちに映画の著作物の該当性が否定されるものではない。

「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現されているものとは、「多数の静止画像を映写幕、ブラウン管、液晶画面その他の物に高速で連続して順次投影し、見る者の目の残像現象を利用して、動きのある影像として見せるという視聴覚効果、又は影像に音声をシンクロナイズさせるという視聴覚効果を生じさせるよう表現されていることを意味している⁽⁷⁾」ものである。具体例としては、①テレビ番組、②アニメーション、③コマーシャル⁽⁸⁾、④ゲーム⁽⁹⁾等の商業用コンテンツの他、個人が撮影した影像についても映画の著作物にあたる場合がある。

本判決では、固定要件を満たすかが争点となっている。

固定要件は、立法時の議論において映画を効果のみに従って決することについて問題が多いと考えられるとして、明文化されたものである⁽¹⁰⁾。

「固定」が行われる「物」は、映画フィルムに限定され

(5) 札幌地判平成 22・5・10 判例集未掲載[曲貼り精鋭達のたまり場事件]。

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)「プレスリリース：海外のストレージサイトにアップロードした音楽ファイルへのリンク設定により違法な音楽配信を行っていた男性に有罪判決」2010 年 5 月 10 日公表。「曲貼り精鋭達のたまり場」という名称のサイトの運営者が、当該サイトにおいて海外のストレージサイトにアップロードした多数の音楽ファイルへのリンクを自ら設定し違法配信を行っていた事件である。JASRAC は、「海外ストレージサイトにアップロードされたファイルへのリンク設定による違法音楽配信に関して、著作権法違反の有罪判決が出されたのは今回が初めてのことで」と公表している。

(6) 東京地判平成 26・1・17 LEX/DB 文献番号 25446210[どーじんぐ娘。事件]。

(7) 作花文雄『詳解著作権法』99～100 頁(ぎょうせい、第 4 版、2010 年)参照。また、東京地判昭 59・9・28 無体例集 16 卷 3 号 676 頁[パックマン事件]でも同旨の解釈がなされている。

(8) 知財高判平 24・10・25 LEX/DB 文献番号 25444974[ケーズデンキ事件]では、CM の原版について、「映像が動きをもって見えるという効果を生じさせる方法で表現され、ビデオテープ等に固定されており、創作性を有すると認めるのが相当である」として映画の著作物として認めている。

(9) なお、ゲームソフトが映画の著作物として認められた従来の判例としては、リーディングケースとして前掲・パックマン事件がある。その後、最高裁判決として、最判平 13・2・13 民集 55 卷 1 号 87 頁[ときめきメモリアル事件]がある。ただし、東京地判平 7・7・14 知的裁集 27 卷 3 号 509 頁[三国志Ⅲ事件]では、「影像も連続的なリアルな動きを持っているものではなく、静止画像が圧倒的に多い」として、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現されているものとは認められず、映画の著作物に該当しないとしており、ゲームのすべてが映画の著作物に該当するわけではない。

(10) 著作権法 100 年史編集委員会編著『著作権法 100 年史・資料編』(著作権情報センター、2000 年)によれば、「著作権法の保護の対象となる映画は、固定されて再現可能なものとする」とある。

ているわけではない。また、固定の方法も映画フィルム上に可視的な写真として固定されている必要もない。例えば、ROM、フロッピーディスク、ハードディスクなどの等記録媒体に電氣的信号で取り出せる形で収納されているものも含まれる⁽¹¹⁾。

固定要件が否定される代表例は、テレビの生放送のうち、一切の録画が行われないような場合⁽¹²⁾が考えられる。ただし、生放送であっても映像の送信と同時に録画が行われている場合は固定要件を満たすことになる⁽¹³⁾。なお、現在においては生放送の番組は放送と同時に録画されている場合が多い。

「固定」をする者については、著作者の立場に立つ者が「固定」をすべきであるか否かという議論がある⁽¹⁴⁾。条文上は、特に指定はされておらず、必ずしも放送を行う者が固定をしななければならないわけではないことから、例えば生放送された映像が家庭用の録画機などによって録画がされていても「固定」の要件を満たすことになると思われる⁽¹⁵⁾。

また、著作物性の判断について、従来の判決では、カメラ・ワークに工夫が凝らされていることや構図等において創作的工夫に係る影像が作成されていること、これらを選択して一定の順序で組み合わせ、音声をシンクロナイズすること等が一定の思想又は感情の表現としての連続した影像及びこれに伴う音声もたらされることから著作物性を認めたものがある⁽¹⁶⁾。なお、著作物性が認められにくい映像としては、防犯カメラや火山活動監視用の定点カメラのような自動的、機械的な撮影にかかる映像等が考えられる。

(2) あてはめ

本件動画は、アングルを動かしながら、ドキュメントのように撮影されており「映画の效果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現されて」いる⁽¹⁷⁾。

判決において、被告は「『固定』の要件を満たしてい

るかが明らかでない」との主張を行い、映画の著作物該当性を否定しているが、これは、①保存している場所が当事者によって明確ではないということ述べているのか、②著作者の立場に立つ者が「固定」をしていないことを主張しているのか明らかではないが、「本件生放送は、その配信と同時にニワンゴのサーバに保存され、その後視聴可能な状態に置かれたものと認められ」として、特定されていないものの第三者が、本件生放送をニコニコ動画のサーバに保存していたことをもって「固定」の要件を満たしていると認めている。これにより、裁判所は「固定」に関し、著作者の立場に立つ者による「固定」である必要はないとする解釈を示したといえると思われる。

本件動画に関し、映画の著作物に該当するとした本判決の判断は、妥当であると思われる。

3. 公衆送信権侵害の有無

(1) リンクを張る行為と著作権について

リンクとは、「他人のホームページのインターネット上のアドレスである URL (Uniform Resource Locator) またはそのホームページの一部の URL を自己のホームページに記述することをいう⁽¹⁸⁾」。

リンクは、Web 上に張り巡らされており、一般的なリンク行為に関する法的評価をどのように考えるかという議論は伝統的にあるものの、著作権侵害に問うことは現実的ではない状況にある⁽¹⁹⁾。

経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」では、リンクの態様について以下の表 1 のように整理している。

リンクを張る行為自体については、著作権侵害にはならないというのが一般的な理解であると思われる。その理由として、リンク先のデータが複製されることもなければ、公衆送信されるわけでもなく、あくまで、リンクをクリックした利用者をリンク先に移動させる

(11) 前掲・バックマン事件参照。

(12) 加戸守行「著作権法逐条講義」(著作権情報センター、六訂新版、2013年)「テレビの生放送番組のように放送と同時に消えていく性格のものは映画の著作物としては保護しない」とする。

(13) 東京高判平 9・9・25 判時 1631 号 118 頁[全米女子オープン事件]では、「その影像が送信と同時に録画されている場合には、固定性の要件を満たすと認められる」と判示している。

(14) 伊藤正巳他[佐野文一郎]「新著作権法セミナー第 14 回」ジュリスト 483 号(1971 年)122 頁では、「著作者の立場に立つ者が固定したときに固定要件を満たしたというべきである」と述べている。

(15) 山神清和「判批」新・判例解説 Watch 知的財産法 No.89 (2004 年)3 頁では、「ライブストリーミング配信されているものの、タイムシフト機能のために固定されていることは明らかである」とする。

(16) 東京地判平成 11・5・27 判例時報 1679 号 3 頁[中古ゲームソフト販売事件]参照。

(17) 本件動画については、原告・被告ともに「映画の效果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現されて」いるか否かについては争いは無く、「固定」要件について争っているが、この点について異論があるものは無いと思われる。

(18) 角田政芳・辰巳直彦「知的財産法」476 頁(有斐閣アルマ、第 6 版、2013 年)参照。

(19) 田村善之「著作権法概説」187 頁(有斐閣、第 2 版、2001 年)参照。

表 1

リンクの態様	内容
サーフェスリンク	他のウェブサイトのトップページに通常の方式で設定されたリンクをいう。
ディープリンク	他のウェブサイトのウェブページのトップページではなく、下の階層のウェブページに通常の方式で設定されたリンクをいう。
イメージリンク	他のウェブサイト中の特定の画像についてのみ設定されたリンクをいうものとする。
インラインリンク	ユーザーの操作を介することなく、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブサイトがユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたリンクをいう。
フレームリンク	ウェブブラウザの表示部をいくつかのフレームに区切り、フレームごとに当該フレームと対応づけられたリンク先のウェブページを表示させる態様のリンクをいう。

* 経済産業省「電子商取引及び情報取引等に関する準則」平成 27 年 4 月 ii.8 ~ ii.10 頁参照。

にすぎずデータ自体がリンク先のサーバから利用者に直接送信されるから、複製権侵害や公衆送信権侵害といった著作権侵害の問題にはならないからである⁽²⁰⁾。

ただし、本件のように技術的に複製や公衆送信が行われていないとしても、視覚的には実質的に複製が行われているような外観がある場合は、議論の余地があるように思える。

本件リンク行為は、埋め込み型リンクという技術方式を用いており、ウェブサイト内にインラインリンク（インラインフレームというような呼び名も見られる）を張っているものである。インラインリンクを張ることにより、そのウェブサイト上に、別のサイトの画像や動画が表示されることになる。つまり、視覚的にはあたかも複製が行われているのと同様の状況になる。これは、見ている者にとってリンク元とリンク先のどちらの発信している情報なのかわからなくなるという問題が生じうるほか、リンク先が受けている経済的利益や第三者との契約が、第三者であるはずのリンク元が享受されるような場合もあり、法的紛争が生じかねない場合もありうる。例えば、JASRAC は、動画共有サイトと音楽著作権の包括的な利用許諾契約を結んでおり、当該プラットフォーム上であれば、JASRAC の管理楽曲を利用者が演奏すること等が許されているが、その演奏が流れる動画共有サイトのページをインラインリンクで別のウェブサイトに表示させる行為を

行えば、実質的に利用許諾契約を結んでいないウェブサイトにまで実質的にフリーライドできることになってしまうという問題がある。

このようなフレームリンクについて、学説上「リンク先としては不愉快であるし、場合によってはユーザーの誤認を招く恐れもあり、経済上の損失を伴う可能性がある」としながらも複製が行われていない以上、著作権法上の複製権侵害や公衆送信権侵害に問うことは難しいというのが通説の見解である⁽²¹⁾。

本判決においては、被告行為について① URL を張ったに留まること、②被告の管理運営するサーバ等に保存された者ではないことから、送信主体はあくまで、ニコニコ動画の運営者であるとしており、従来の通説的な見解に沿うものであるといえる⁽²²⁾。なお、フレームリンクについては、複製や翻案が行われていなかったとしても、著作物の一部を切り取るなど同一性を欠くように表示されていれば、著作者人格権の同一性保持権侵害にあたる可能性は否定できないが、本判決では判断されていない。

(2) リンクを張る行為と著作権侵害の幫助(不法行為)

本判決においては、X から具体的な主張は無かったものの、Y の行為について幫助が認められる余地があるかについても判断がされている。

本件動画は、権利者の許諾なく第三者が無断で公開

(20) 佐藤恵太「インターネット利用に特有の諸技術と知的財産法」ジュリスト 1182 号 46 頁(2000)参照。高橋和之＝松井茂記＝鈴木秀美(編)茶園成樹(著)『インターネットと法』279 頁(2010 年、第 4 版、有斐閣)参照。

(21) 中山信弘『著作権法』252 頁(有斐閣、第 2 版、2014 年)参照。

(22) 一般的なリンクについて著作権侵害に、該当しないと述べているものとして前掲注(18)・角田＝辰巳 476 頁、田村善之『知的財産権法第 5 版』有斐閣 2010 年 472 頁以下、作花文雄『著作権法(制度と政策)』456 頁(発明協会、第 3 版、2008 年)、宮下佳之「サイバー・スペースにおける著作権問題について」コピーライト 1997 年 8-11 頁などがある。ただし、前掲注(18)・角田＝辰巳は、フレームリンクによる表示は、「複製権および翻案権侵害の可能性が生じる」と述べる。

していた違法な動画であるが、これを視聴させるために、埋め込み型リンクを使って、ロケットニュースの視聴者に対して本件動画の視聴を可能にした行為は、侵害を助長する行為や、侵害物を拡散する行為の一部に該当し著作権の間接侵害に該当する場合があると思われる。

本判決においては、既に埋め込み型リンクが削除されていることから、差止ではなく不法行為の問題として一般不法行為(民法709条)や幫助(民法719条2項)が成立するかを判断されたように思われるが、原告から抗議を受けるまでの間、本件動画が著作権を侵害しているか否かについてその内容や体裁上明らかではなく、また、抗議を受けてすぐに削除しているところからみて、故意又は過失がないとして幫助に該当しないとした裁判所の判断は妥当であると思われる。

本判決は、リンクを張る行為について技術的に複製権侵害や公衆送信権侵害に直接的には該当しないと明確な判断を示したといえる。しかしながら、リンクを張る行為について侵害の幫助に該当するか否かについては、一定の範囲内にとどまる判断をしたといえる。

例えば、違法であることの通知を受けた後に、リンクを放置した場合や、違法コンテンツであることが体裁上明らかである場合などについては、本判決の射程ではない。あるいは、著作権を直接侵害した主体とはいえない場合であっても、一定の要件の下、幫助者の行為について間接侵害責任を問われる場合も射程ではない。このような場合に関し、角田政芳は、「もし利用者がリンク先の情報である著作物を無断複製した場合には、結局リンク先も無断複製をしたとみなされるか、無断複製等や公衆送信の幫助・加担行為をしたとして複製権や公衆送信権の間接侵害の可能性が生じる⁽²³⁾」と述べるが、本判決におけるYの行為は、そのような場合とは分けて考える必要があると思われる。

近年、違法なコンテンツをまとめたリンクを提供しているリーチサイト⁽²⁴⁾が問題となっており、様々な議論がされている⁽²⁵⁾。例えば、誘導型(まとめ型)リーチサイトと呼ばれるものは、リンク先の全てが著作権侵害コンテンツであり、サイト運営者によって、

コンテンツのタイトルや出演者等を50音順で整理され、放送番組においては曜日ごと、人気ランキングの表示、新着コンテンツの表示がなされているほか、検索機能などを装備していることから利用者が容易に侵害コンテンツへのリンク先を検出することができ、検出した結果を開くと、同一のコンテンツがいくつもの動画共有サイトやストレージサイトにアップされておりそのリンクが表示されている。そして、訪れたユーザーは、そのリンクを頼りにリンク先の動画共有サイトでストリーミング視聴を行うか、ストレージサイトからダウンロードしたファイルをPCなどのデバイス上で視聴を行うことができる⁽²⁶⁾。このような違法コンテンツの拡散における中心的な役割を担っているサイトと一般的なリンク行為を単純に同一視することはできないと思われることから、リーチサイトは本判決の射程であるとはいえないと思われる。

リンクを放置した場合については、そのリンクの削除をサイト運営者に対して求めることができるのか、即ち、リンクに対する差止請求が可能かという点についても興味深い論点であるといえるが、どのような法的根拠に基づいてそれを成し得るのかについて課題が残る。

なお、本稿は、一般社団法人日本知財学会制度・判例分科会第2回研究会にて、報告した内容に加筆修正を行ったものである。

以上

(23) 前掲注(18)・角田=辰巳476頁参照。

(24) リーチサイトの定義は様々である。文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第6回)『「間接侵害」等に関する考え方の整理』平成23年1月12日配布資料によれば、「別のサイトにアップロードされた違法コンテンツへのリンクを集めたサイト」とされている。あるいは、国立大学法人電気通信大学「平成23年度知的財産権侵害対策ワーキング・グループ等侵害対策強化事業(リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産権侵害実態調査)報告書」によれば、「自身のサイトにはコンテンツ等を掲載せず(ただし、サムネイル情報などの説明表示を除く)、他のサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供し、利用者を特定のサイトへ誘導することを目的としたサイト」とするものなどがある。

(25) 安田和史「リーチサイトの運営者にかかる著作権侵害の責任に関する考察」知財ジャーナル8号2014年57～58頁に詳述している。

(26) 前掲・安田57頁以下参照。